

# 製薬謝礼 1000万円超15人

18年度

## 71社分集計 国公立大教授ら

2面に 検証

全国の国公立大医学部教授ら少なくとも15人が2018年度、製薬会社から1000万円を超える講師謝金を受け取っていた。業界団体「日本製薬工業協会」に加盟する71社(関連会社

受領額の多い  
医学部教授

	所属	講演料	総額
①	佐賀大	2298万円	2298万円
②	香川大	2140万円	2140万円
③	徳島大	1675万円	1675万円
④	岡山大	1562万円	1562万円
⑤	群馬大	1536万円	1536万円

含む)が公開した金額を毎日新聞が集計した。最多は2298万円で、講演を154回も引き受けていた。一般に国公立大教授の給与は年1000万円程度。本業以上の収入を禁じる大学もある中、15人は18年度にも1000万円を超えて受領しており、副業に励む医学部教授の実態が浮かび上がった。

製薬会社との癒着を生まないよう、教授など研究者には研究発表などの際、謝礼を受け取った会社を明示することが求められているが、金額は明らかにされていない。文科科学省の調査で18年度に講師謝金などについて1000万円以上受け取っていた国公立大の医学部教授らを対象に、製薬協加盟社(関連会社含む)のうち昨年末までに公開した71社の18年度分の金額を集計した。1社が報道目的の利用を認めなかった。

1000万円を超える講師謝金を受け取っていた国公立大教授と准教授は15人。佐賀大教授が最多の2298万円だった。講演数は154回で、週3回のペースに相当する。次いで、香川大教授2140万円、徳島大教授1675万円、1など。特定の1社から918万円を受領した教授もいた。15人の専門や診療科は、循環器内科と糖尿病が各5人、消化器内科が2人。いずれも多くの薬を患者に処方するとみられる分野だった。15人のほか、有期雇用の特任教授(東京大)も1人いた。また、私立大も含め1000万円を超えて受け取っていた教授らは全体で32人いた。

兼業を巡っては、製薬会社との癒着を防ぐ観点から教員の年間給与を上回る講師謝金などの受け取りを禁止する大学がある。研究や教育、診療など本業への支障も懸念されるため、文科省は各大学に規定の見直しを求める。【まとめ・熊谷豪】

# 中立性脅かす製薬マネー

## 医薬品講演の教授「めっちゃくちゃ効いた」

1000万円超の講師謝金を受領していた国立大教授らが2018年度に15人いた。私立大も含めると32人になる。大半が医師でもある教授らは「社会貢献だ」と主張し、高額報酬を当たり前のように受け取っている。癒着が疑われ、研究や教育への影響が懸念されるが、対策に乗り出す大学も出始めた。

### 検証

「めっちゃくちゃ効いた。僕もこれ使ってます」。昨年末の平日夜、奈良県内で開かれた製薬会社主催のセミナーで、西日本のある国立大教授はこう力説した。教授は認知症の専門家だ。医師ら約100人に対し、この会社の神経症治療薬の効果や症例を解説。別の会社が製造販売する認知症治療薬との飲み合わせについて「足し算で働く」と効果を訴えた。約1時間の講演を終え、製薬社員に見送られながら、教授は黒塗りのハイヤーに乗り込んだ。

教授は18年度、製薬会社のセミナーに100回以上招かれ、16社から1000万円を超える謝金を受領。16年度にもほぼ同額を受け

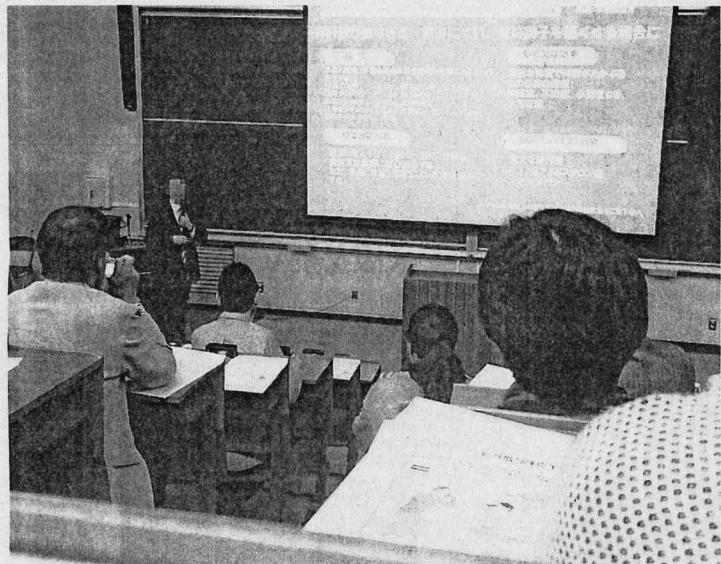
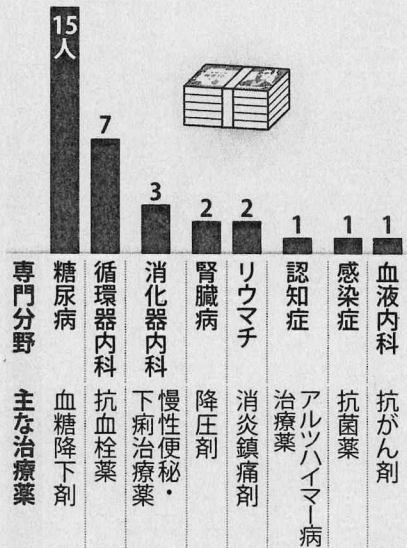
## 専門家「患者の信頼失墜」

認知症専門の国立大教授への講演料支払い状況

製薬会社	講演料	回数
①第一三共	918万円	(55回)
②小野薬品工業	417万円	(25回)
③武田薬品工業	273万円	(16回)
④日本イーライリリー	122万円	(11回)
⑤エーザイ	102万円	(9回)

取っていた。依頼が最多だったのは認知症治療薬を製造販売する製薬大手で、55回の講演で918万円。認知症に詳しいある医師は「論文などで特定の薬に肩入れしすぎだと懸念する。所属大学によると、教授は外来診療を週2日と学生らの授業を担当。「兼業による影響はない。講演は社会貢献で必要だ」と説明する。教授は取材を拒否。918万円を支払った製薬会社

講師謝金1000万円超の教授ら32人の専門分野と主な治療薬



製薬会社のセミナーで講演する大学教授—奈良県内で、熊谷豪撮影（画像の一部を加工しています）

社も「個別の事例には答えられない」と話した。講演によって本業に支障が出たケースもある。旭川医大の40代教授は19年1〜9月だけで139回も講演。同大は「教授としての職責を果たさず、大学運営に支障があった」として昨年末、停職12万月の懲戒処分にした。今後、兼業規制の厳格化を検討するという。製薬会社が公開した16年度分の資金提供に関する情報について、文部科学省が集計したところ、講演会などに伴う謝金を100回以上受け取った大学教授らは43人に上ったという。

他の医師の模範となるべき医学部の幹部ですら例外でない。内科学会や外科学会など100以上の分科会を傘下に置く日本医学会のある幹部は15社から1124万円を受領していた。日本糖尿病学会の幹部として、19年の糖尿病診療ガイドライン（指針）策定にも関係した人物だ。

教授や大学は「最新の治療法を伝える社会的な使命。（高額な謝金も）正当な対価だ」と説明する。だが、多額の報酬は教授と製薬業界との癒着を生み出す

「講演できるのは名誉なこと。患者のためにもなる」。国立大のある幹部がこう明かすように、大学は兼業をそれほど問題視していない。調査で受領額が多かった大学に取材しても「届け出は必要だが、受け取りの額に制限はない」「講演などの短期兼業は届け出不要」などとする大学が少なくなかった。むしろ、講演すれば大学の宣伝になるという考えがあるようだ。

一方、講演料を通じて製薬会社と結びつきが強くなり、公平性や中立性が疑われること

とに対して危機感を持つ大学もある。千葉大は19年7月、兼業の報酬が大学の年間給与を超えないよう定めた。本業を上回る「兼業」は社会通念を逸脱するというわけだ。国立病院機構も受領できる報酬を10万円程度に制限している。文科省も、こうした取り組みを各大学に促す方針だ。

課題なのは実効性。京都府立医大は製薬会社からの年間の報酬額が給与を上回りそうになると、新たな業務を引き受けられないよう注意を促す。だが、19年の途中で教員に確認すると、糖尿病が専門の教授が年収を上回っていた。18年度にも1369万円の講演料

【御園生枝里、小川祐希】

大学教授が製薬会社の講演を繰り返すことができる背景には、大学側の兼業ルールの甘さがある。

「講演できるのは名誉なこと。患者のためにもなる」。国立大のある幹部がこう明かすように、大学は兼業をそれほど問題視していない。調査で受領額が多かった大学に取材しても「届け出は必要だが、受け取りの額に制限はない」「講演などの短期兼業は届け出不要」などとする大学が少なくなかった。むしろ、講演すれば大学の宣伝になるという考えがあるようだ。

一方、講演料を通じて製薬会社と結びつきが強くなり、公平性や中立性が疑われること

## 届け出不要／額の制限なし 大学、兼業ルール甘く

とに対して危機感を持つ大学もある。千葉大は19年7月、兼業の報酬が大学の年間給与を超えないよう定めた。本業を上回る「兼業」は社会通念を逸脱するというわけだ。国立病院機構も受領できる報酬を10万円程度に制限している。文科省も、こうした取り組みを各大学に促す方針だ。

課題なのは実効性。京都府立医大は製薬会社からの年間の報酬額が給与を上回りそうになると、新たな業務を引き受けられないよう注意を促す。だが、19年の途中で教員に確認すると、糖尿病が専門の教授が年収を上回っていた。18年度にも1369万円の講演料

【御園生枝里、小川祐希】